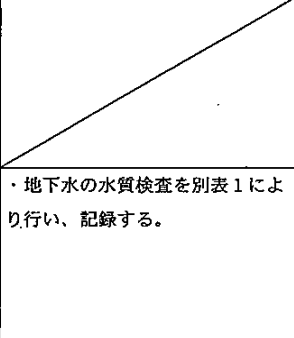


一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準との比較表

○ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）

（一般廃棄物の最終処分場の維持管理に係る技術上の基準）

維持管理基準		維持管理の方法
2 法第8条の3の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次の通りとする。		
一	埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	・セルアンドサンドイッチ方式による覆土を行う。 ・散水設備による散水を行う。
二	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	・セルアンドサンドイッチ方式による覆土を行う。 ・境界における官能試験から必要に応じて防臭剤等の散布を行う。
三	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	・散水設備の設置（埋立処分地） ・消火器の設置（浸出水処理施設）
四	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	・セルアンドサンドイッチ方式による覆土を行う。 ・目視による日常管理から必要に応じて殺虫剤等の散布を行う。
五	前項第1号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第17号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、同項第1号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	・日常管理による破損状況の確認を行う。
六	前項第2号の規定により設けられた立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	・立札の存在を明瞭にするとともに、変更が生じた場合は直ちに書換え等を行う。

維持管理基準		維持管理の方法
七	前項第4号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	・土壌堤の定期点検を月1回行い、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。
八	埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、前項第5号イ又はロ（(1) から(3)までを除く。）の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	・布製型枠を設置する。
九	前項第5号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	・遮水シートが破損した場合の修復が可能な物理式漏水検知システムを設置する。
十	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。	
イ	埋立処分開始前に別表の上欄に掲げる項目（以下「地下水等検査項目」という。）、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下「地下水等」という。）の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。	
ロ	埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回（イただし書に規定する最終処分場にあつては、6月に1回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。	

維持管理基準		維持管理の方法
ハ	埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。	・地下水の水質検査を別表1により行い、記録する。
二	ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。	・地下水の水質検査を別表1により行い、記録する。
十一	前号イ、ロ又は二の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	・地下水等の水質悪化が認められた場合は、原因調査等を実施する。
十二	前項第5号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	適用除外。
十三	前項第5号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損傷するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	・貯留槽の定期点検を月1回行い、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。
十四	前項第5号ヘの規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。	
イ	排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	運転フローを確認出来る様に、ごみ中継場(旧クリーンセンター)内にモニターを設置する。
ロ	浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	・日常管理による機能の状態の確認を行う。
ハ	放流水の水質検査を次により行うこと。	

維持管理基準		維持管理の方法
	(1) 排水基準等に係る項目（(2)に規定する項目を除く。）について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	・放流水の水質検査を別表2により行い、記録する。
	(2) 水素イオン濃度、前項第5号ヘの表の上欄に掲げる項目及び窒素含有量（排水基準令別表第2の備考6に規定する場合に限る。）について1月に1回（埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、1年に1回）以上測定し、かつ、記録すること。	・放流水の水質検査を別表2により行い、記録する。
十五	前項第6号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	・日常管理により、外周U字側溝の良好な状態を維持する。
十六	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	・発生ガス通気装置を設置する。
十七	埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第2項第1号ニにおいて同じ。）は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第5号ニただし書に規定する埋立地については、同号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。	・埋立処分の終了後、50cmの最終覆土を実施する。
十八	前号の規定により閉鎖した埋立地については、前号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	・日常管理より最終覆土を確認し、損壊のおそれがある場合は対策工を検討、実施する。
十九	埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	・維持管理項目に伴う点検、検査または補修等を行った場合は、その結果を記録し、最終処分場の廃止までの間、保存する。

○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号）

（維持管理の基準）

維持管理基準		維持管理の方法
第1条 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第25条第1項の規定による一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項の許可を受け、又は同法第9条の3第1項の届出がされたものに限る。）及び産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに掲げるものであって、廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けたものに限る。）（以下単に「最終処分場」という。）の維持管理の基準は、次のとおりとする。		
一	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場においては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。	
イ	埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。	・ 地下水の水質検査を別表1により行い、記録する。
ロ	埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる廃棄物の種類並びに廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場においては、周辺の水域の水又は周縁の地下水）の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。	・ 地下水の水質検査を別表1により行い、記録する。
ハ	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号ハ（同令第2条第2項第3号において例による場合を含む。）の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。	・ 地下水の水質検査を別表1により行い、記録する。

維持管理基準		維持管理の方法
二	前号の規定によるダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	・ ダイオキシン類による汚染が認められた場合は、原因調査等を実施する。
三	基準省令第1条第1号第5号へ（同令第2条第1項第4号において例による場合を含む。）の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。	
イ	放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（廃棄物処理法第8条第2項第7号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画又は同法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあっては、当該数値）に適合することとなるよう維持管理すること。	・ 運転フローを監視できるよう、奥阿賀クリーンセンターに監視モニターを設置する。
ロ	放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上行い、かつ、記録すること。	・ 放流水の水質検査を別表2により行い、記録する。

別表 1

地下水の水質検査項目及び検査頻度

[illegible]

別 表 2

放 流 水 の 水 質 検 査 項 目 及 び 検 査 頻 度

検 査 項 目			試 料 名		備 考
			浸 出 水	放 流 水	
排水基準等のうち有害物質	1	カドミウム及びその化合物	年 1 回	年 1 回	・放流水は基準省令第1条2項14号ハ(1)の規定
	2	シアン化合物	年 1 回	年 1 回	
	3	有機磷化合物	年 1 回	年 1 回	
	4	鉛及びその化合物	年 1 回	年 1 回	
	5	六価クロム化合物	年 1 回	年 1 回	
	6	砒素及びその化合物	年 1 回	年 1 回	
	7	水銀及び7種水銀その他の水銀化合物	年 1 回	年 1 回	
	8	アルキル水銀化合物	年 1 回	年 1 回	
	9	P C B	年 1 回	年 1 回	
	10	トリクロロエチレン	年 1 回	年 1 回	
	11	テトラクロロエチレン	年 1 回	年 1 回	
	12	ジクロロメタン	年 1 回	年 1 回	
	13	四塩化炭素	年 1 回	年 1 回	
	14	1,2-ジクロロエタン	年 1 回	年 1 回	
	15	1,1-ジクロロエチレン	年 1 回	年 1 回	
	16	シス-1,2ジクロロエチレン	年 1 回	年 1 回	
	17	1,1,1-トリクロロエタン	年 1 回	年 1 回	
	18	1,1,2-トリクロロエタン	年 1 回	年 1 回	
	19	1,3-ジクロロプロペン	年 1 回	年 1 回	
	20	チウラム	年 1 回	年 1 回	
	21	シマジン	年 1 回	年 1 回	
	22	チオベンカルブ	年 1 回	年 1 回	
	23	ベンゼン	年 1 回	年 1 回	
	24	セレン及びその化合物	年 1 回	年 1 回	
排水基準等のうち有害物質以外	25	水素イオン濃度	月 1 回	月 1 回	・放流水は基準省令第1条2項14号ハ(2)の規定
	26	生物化学的酸素要求量	月 1 回	月 1 回	
	27	化学的酸素要求量	月 1 回	月 1 回	・放流水は基準省令第1条2項14号ハ(2)の規定
	28	浮遊物質	月 1 回	月 1 回	
	29	鉱油類含有量	年 1 回	年 1 回	・放流水は基準省令第1条2項14号ハ(1)の規定
	30	動植物油脂含有量	年 1 回	年 1 回	
	31	フェノール類含有量	年 1 回	年 1 回	
	32	銅含有量	年 1 回	年 1 回	
	33	亜鉛含有量	年 1 回	年 1 回	
	34	溶解性鉄含有量	年 1 回	年 1 回	
	35	溶解性マンガン含有量	年 1 回	年 1 回	
	36	クロム含有量	年 1 回	年 1 回	
	37	弗素含有量	年 1 回	年 1 回	
	38	大腸菌群数	年 1 回	年 1 回	
	39	窒素含有量	月 1 回	月 1 回	・放流水は新基準省令第1条3号ロの規定
	40	ダイオキシン類	年 1 回	年 1 回	
日本冷凍空調工業会で定める	41	電気伝導率	月 1 回	月 1 回	
	42	塩化物イオン	月 1 回	月 1 回	
	43	硫酸イオン	年 1 回	年 1 回	
	44	全鉄	年 1 回	年 1 回	
	45	酸消費量	年 1 回	年 1 回	
	46	全硬度	年 1 回	年 1 回	
	47	イオウイオン	年 1 回	年 1 回	
	48	アンモニウムイオン	年 1 回	年 1 回	
	49	シリカ	年 1 回	年 1 回	
他	50	カルシウムイオン	月 1 回	月 1 回	